いわき市内に居住し、同市内の勤務先から風評被害による業績悪化が見込まれることを理由として解雇された申立人について、就労不能損害の終期を 平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の給与相当額の就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人Xと被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(ただし、下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 就労不能に伴う損害

期 間 平成24年6月1日から平成25年3月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、1,466,520円の支払義務があることを確認する。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するもの とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争 解決センターに交付する。

平成25年5月30日

(仲介委員 尾野恭史)